



# かさま 市議会だより

No.32

KASAMA

2014.2.20



歴史と文化、伝統を継承する地域の絆  
(稲田神社 節分祭)

## CONTENTS

### 平成25年第4回定例会

■ ■	提出議案等の審議結果……	3	■ ■
■ ■	審査の経過……	4	■ ■
■ ■	一般質問……	5	■ ■
■ ■	委員会活動報告……	17	■ ■

## 笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例、 平成25年度補正予算などを可決

平成25年第4回笠間市議会定例会が、12月3日から19日までの17日間の会期で開催されました。

初日の3日は、会期の決定、提出議案の説明と議案の一部について採決が行われました。5日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に議案を付託しました。10日と11日に常任委員会を開催し、付託案件の審査を行い、今期定例会から試行的に導入された一問一答方式による一般質問が16日、17日、18日の3日間行われ、12人の議員が活発な議論を交わされました。

最終日の19日は、各委員長から議案等の審査結果報告を受け、質疑、討論、採決、追加議案の審議を行い、請願陳情を除く全議案を可決しました。追加議案では委員会提案による笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例が提出され全会一致により可決し、全日程を終了し閉会しました。

### 平成25年第4回笠間市議会定例会会期日程

	月 日	曜日	会 議	議 事	傍 聴 者
①	12月3日	火	本会議	開会 会期の決定 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部）	3名
②	4日	水	休 会	議案調査	
③	5日	木	本会議	議案質疑・委員会付託	
④	6日	金	休 会	議事整理	
⑤	7日	土			
⑥	8日	日			
⑦	9日	月	休 会	議事整理	
⑧	10日	火	休 会	常任委員会（総務・土木建設）	
⑨	11日	水	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）	
⑩	12日	木	休 会	議事整理	
⑪	13日	金	休 会	議事整理	
⑫	14日	土			
⑬	15日	日			
⑭	16日	月	本会議	一般質問	47名
⑮	17日	火	本会議	一般質問	39名
⑯	18日	水	本会議	一般質問	21名
⑰	19日	木	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会	14名

**第4回定例会 提出議案等の審議結果**

議案番号等	議案名等	審議結果
陳情第25-2号	市民後見人の育成及び活用を図るために必要な施策の推進についての陳情書	不採択
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）	原案承認 ★
報告第8号	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市一般会計補正予算（第4号））	原案承認 ★
議案第81号	笠間市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第82号	笠間市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第83号	笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第84号	笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第85号	笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第86号	笠間市鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例について	原案可決
議案第87号	字の区域の変更について	原案可決
議案第88号	指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）	原案可決
議案第89号	工事請負契約の変更について（笠間支所改修工事）	原案可決
議案第90号	平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第91号	平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第92号	平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第93号	平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第94号	平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第95号	平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第96号	平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
委員会提出 議案第4号	笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例について	原案可決

★ 12/3 議決, その他 12/19 議決

## 平成 25 年度補正予算などを審査しました。(常任委員会)

今期定例会では、平成 25 年度の補正予算など 17 件の議案と陳情 3 件の審査を行いました。  
ここでは、各常任委員会での審議を中心に審査の経過と結果をお知らせします。

### 総務委員会

- 開催日 12月10日
- 審議議案等 議案第81号、85号、90号 ・ 陳情第25-1号
- 出席を求めた部署 消防本部（総務課・予防課）、秘書課、企画政策課、行政経営課  
総務課、笠間支所・岩間支所地域課、財政課、税務課、議会事務局
- 質疑・意見等 補正予算では、太陽光発電システム設置工事費、上水道高料金対策補助金の内容、  
不動産鑑定業務委託の入札の経緯、国有資産等所在市町村交付金の減額理由など
- 審査結果 議案第81号、85号、90号 原案可決（全員賛成）  
陳情第25-1号 継続審査（全会一致）

### 土木建設委員会

- 開催日 12月10日
- 審議議案等 議案第83号、84号、89号、90号、93号、94号、96号
- 出席を求めた部署 下水道課、水道課、建設課、管理課、都市計画課、まちづくり推進課
- 質疑・意見等 補正予算では、旧井筒屋における事業者との調整、汚泥処理が増加した要因、  
土地分筆測量委託料減額理由など
- 審査結果 議案第83号、84号、89号、90号、93号、94号、96号 原案可決（全員賛成）

### 文教厚生委員会

- 開催日 12月11日
- 審議議案等 議案第82号、88号、90号～92号、95号  
陳情第24-6号 ・ 陳情第25-2号
- 出席を求めた部署 市民活動課、市民課、環境保全課、社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課、  
保険年金課、健康増進課、市立病院事務局、学務課、生涯学習課（公民館・図書館含む）  
スポーツ振興課
- 質疑・意見等 補正予算では、滞納者の具体的な状況など  
「はなさか」における職員の雇用条件、労働条件など
- 審査結果 議案第82号、88号、90号～92号、95号 原案可決（全員賛成）  
陳情第24-6号 継続審査（全会一致）  
陳情第25-2号 不採択（全会一致）

### 産業経済委員会

- 開催日 12月11日
- 審議議案等 議案第86号、87号、90号
- 出席を求めた部署 農政課、農村整備課、商工観光課
- 質疑・意見等 補正予算では、都市農村交流推進協議会の活動状況、大橋地区の林道整備、北山公園植栽管理など  
鳥獣被害対策実施隊の選抜基準と隊員確保、字の区域変更に伴う飛び地の発生について
- 審査結果 議案第86号、87号、90号 原案可決（全員賛成）



西山 猛 議員

## 行政機構および執行について 行政が行う許可及び認可の実務について

**問** 行政当局が行う事務事業のうち、許可及び認可の実務について、以下伺う。①通常時における許可及び認可決定までの手続について実例を挙げて説明を求む。②個人及び法人が提出する申請書の審査はいつ、どこでた

れが決められるのか。④許可者（業者）に対する許可後の行政指導の実際について。⑤申請後、不許可をめぐり現在係争中の案件について、

**答** 総務部長

①行政当局が行う許可認可の手続は法令の定めによることになっており、制度ごとに法令とそれに基つく規則等に基つき執行する。例えば道路敷への電柱、水道管の敷設用道路占用許可なら、道路法に基つき許可に係る手続を行う。

④行政指導とは、指導、勧告、

助言、その他の行為であり、行政指導の実際としては、法令等のために適合しない可能性のある部分などについて指摘し、みずから改善を図るための助言等を行う。

**答** 総務課長

②事務決裁規程により、内容ごとに、市長、部長等、それぞれ決裁権者が決定する。

**答** 市民生活部長

⑤係争中のし尿・浄化槽清掃業務不許可処分取消等請求事件は、平成25年4月10日付で許可申請書を受理し、審議の結果、平成25年度一般廃棄物処理実施計画で笠間地区のし尿処理・浄

## 笠間市総合計画について 各事業の根拠となるデータは何か

**問** 笠間市総合計画3カ年実施計画（平成26～28年度）について、以下伺う。①計画の策定時期と期間。②新規事業の件数と目的。③予定事業費の設定根拠とデータ。④計画策定の視点と進行管理、3年間の実務のあり方。⑤市街地活性化の推進という

ことで、核となる施設を最大限に活用するところがあるが、これは3カ年計画のどの部分を指すのか。⑥地域子育て支援センターの年間延べ利用者数は横ばいで、ファミリーサポートセン

ターは増えている。その根拠は。⑦空き家バンク制度の登録物件数（平成25年11月末2件）は3カ年10件ずつで推移しているが、どんな行政努力を考えているか。⑧市民雇用の創出事業の具体策。⑨計画が今後の市政に及ぼす影響について。

**答** 市長公室長

①計画期間は平成26～28年の3カ年、策定期間は4カ月間、186事業。②新規事業は市立病院整備事業、認定子ども園整備事業など9件で、目的は総合計画

化槽清掃業者は1社としていたことから、6月3日付で不許可通知書を送付した。10月4日付で水戸地裁に不許可処分取消請求事件を提訴され、10月17日付で地裁から訴状が届いた。

**問** ⑤1社に決まっているなら、申請書を受けること自体がおかしいのではないか。また、顧問弁護士に支払う予算（着手金）はいくらか。

**答** 市民生活部長

⑤許可申請書が申請されれば、受けざるを得ない。ごり押しということではない。予算は70万円を予定している。

**答** 企画政策課長

⑤稲田駅周辺は観光交流センター、駅前広場、ハイキングルートなどの施設整備、友部駅周辺は地域交流センターの整備、病院事業など、岩間駅周辺は旧庁舎跡地の公園整備、岩間地区は愛宕山をつなぐルートを整備し、地域の住民と観光客が利用できる施設を整備し、地域活性化を行う。

**答** 福祉部長

⑥地域子育てセンターは3地区それぞれそれぞれにある施設の実績から定着しているのと見て2万8千人を掲げた。

で示しているものを達成するため。③予定事業費は、類似事業の事業費、基準単価、参考見積もり等を根拠に想定費用を算出した。④策定の視点は、上位計画に則したもので、後期基本計画期間の重点視点に対応したものの、社会経済情勢に対応したものの、行財政改革や行政評価に連動したものなど。計画の進行管理は、各種事業の展開と成果、必要性や有効性、効率性などの評価を行い、既存事務事業の改革や改善、新規事務事業の企画立案など、事務事業評価の実施により行っている。

**答** 都市建設部長

⑦不動産関係の業者との連携や空き家調査等の発注をしていきたい。

**答** 産業経済部長

⑧職に結びつく資格取得者への補助金、企業と学生の面接会の実施等が予算に含まれる。地場産業の振興と並行して進める。

**答** 市長公室長

⑨各種事務事業を着実に実施することにより、市が目指す将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を実現できると考える。



地域交流センター建設予定地（岩間駅周辺整備計画）



議員 二 洋二 畑岡

佐白山・富士山（つつじ公園）の環境整備について

自然環境資源の維持管理を

行為を規制している。③佐白山は文化財、文化景観と相まって自然景観を保持している樹層を中心に極力自然環境の維持保全

①管理する法律、条例。②維持保全の現状。③県から委譲をされた権限に対する基本的な考えについて伺う。

市民生活部長 佐白山・富士山は昭和30年に笠間県立自然公園区域内の特別地域に指定されており、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法、文化財保護法など各種法令と条例で規制されている。上位法は県立自然公園条例である。②保護のための規制計画で、景観や自然の度合い、利用上の重要度により公園区域を特別地域と普通地域に区分し、各種

①かつて観光の中心地であった一帯についての現状。②観光客の偏り対策。③笠間小原線の拡幅工事延伸に対する期待。④自然環境の維持保全と観光資源の価値の維持向上との両立について伺う。

産業経済部長 佐白山観光道路の入り口は狭いため、昨今の自動車の大型化に伴い車両通行止めにした。つつじ公園は園内のつつじの移植と枯損木の処理をする予定。稲荷駐車場は平成20年度にトイレと観光案内機能を持つ利便施設を新築し、土日祝日の観光案内を観光協会に委託した。②芸術の森公園周辺はさまざまイベントが行われ、にぎわいが出てきている。平成23～26年度の予定でギャラリーロードの整備も進める。佐白山への対策として、歌うたい石周辺の散策路整備、山麓公園の桜ともみじの植樹による再整備を行う。③アクセス向上により幾つかの周遊コースが選択可能になるほか、毎年JR水戸支社主催で「駅からハイキング」を実施している

①かつて観光の中心地であった一帯についての現状。②観光客の偏り対策。③笠間小原線の拡幅工事延伸に対する期待。④自然環境の維持保全と観光資源の価値の維持向上との両立について伺う。

産業経済部長 佐白山観光道路の入り口は狭いため、昨今の自動車の大型化に伴い車両通行止めにした。つつじ公園は園内のつつじの移植と枯損木の処理をする予定。稲荷駐車場は平成20年度にトイレと観光案内機能を持つ利便施設を新築し、土日祝日の観光案内を観光協会に委託した。②芸術の森公園周辺はさまざまイベントが行われ、にぎわいが出てきている。平成23～26年度の予定でギャラリーロードの整備も進める。佐白山への対策として、歌うたい石周辺の散策路整備、山麓公園の桜ともみじの植樹による再整備を行う。③アクセス向上により幾つかの周遊コースが選択可能になるほか、毎年JR水戸支社主催で「駅からハイキング」を実施している

①かつて観光の中心地であった一帯についての現状。②観光客の偏り対策。③笠間小原線の拡幅工事延伸に対する期待。④自然環境の維持保全と観光資源の価値の維持向上との両立について伺う。

を図っている。平成23年4月に市は県から所定の行為の許認可権限を委譲されたが、消極的な事務の部分にとどまっているので、再度検討していく。

観光資源として、①かつて観光の中心地であった一帯についての現状。②観光客の偏り対策。③笠間小原線の拡幅工事延伸に対する期待。④自然環境の維持保全と観光資源の価値の維持向上との両立について伺う。

産業経済部長 佐白山観光道路の入り口は狭いため、昨今の自動車の大型化に伴い車両通行止めにした。つつじ公園は園内のつつじの移植と枯損木の処理をする予定。稲荷駐車場は平成20年度にトイレと観光案内機能を持つ利便施設を新築し、土日祝日の観光案内を観光協会に委託した。②芸術の森公園周辺はさまざまイベントが行われ、にぎわいが出てきている。平成23～26年度の予定でギャラリーロードの整備も進める。佐白山への対策として、歌うたい石周辺の散策路整備、山麓公園の桜ともみじの植樹による再整備を行う。③アクセス向上により幾つかの周遊コースが選択可能になるほか、毎年JR水戸支社主催で「駅からハイキング」を実施している

①かつて観光の中心地であった一帯についての現状。②観光客の偏り対策。③笠間小原線の拡幅工事延伸に対する期待。④自然環境の維持保全と観光資源の価値の維持向上との両立について伺う。

産業経済部長 佐白山観光道路の入り口は狭いため、昨今の自動車の大型化に伴い車両通行止めにした。つつじ公園は園内のつつじの移植と枯損木の処理をする予定。稲荷駐車場は平成20年度にトイレと観光案内機能を持つ利便施設を新築し、土日祝日の観光案内を観光協会に委託した。②芸術の森公園周辺はさまざまイベントが行われ、にぎわいが出てきている。平成23～26年度の予定でギャラリーロードの整備も進める。佐白山への対策として、歌うたい石周辺の散策路整備、山麓公園の桜ともみじの植樹による再整備を行う。③アクセス向上により幾つかの周遊コースが選択可能になるほか、毎年JR水戸支社主催で「駅からハイキング」を実施している

①かつて観光の中心地であった一帯についての現状。②観光客の偏り対策。③笠間小原線の拡幅工事延伸に対する期待。④自然環境の維持保全と観光資源の価値の維持向上との両立について伺う。

産業経済部長 佐白山観光道路の入り口は狭いため、昨今の自動車の大型化に伴い車両通行止めにした。つつじ公園は園内のつつじの移植と枯損木の処理をする予定。稲荷駐車場は平成20年度にトイレと観光案内機能を持つ利便施設を新築し、土日祝日の観光案内を観光協会に委託した。②芸術の森公園周辺はさまざまイベントが行われ、にぎわいが出てきている。平成23～26年度の予定でギャラリーロードの整備も進める。佐白山への対策として、歌うたい石周辺の散策路整備、山麓公園の桜ともみじの植樹による再整備を行う。③アクセス向上により幾つかの周遊コースが選択可能になるほか、毎年JR水戸支社主催で「駅からハイキング」を実施している

①かつて観光の中心地であった一帯についての現状。②観光客の偏り対策。③笠間小原線の拡幅工事延伸に対する期待。④自然環境の維持保全と観光資源の価値の維持向上との両立について伺う。

スも設定する。④佐白山地区は国有林で県立自然公園に指定されているので伐採が規制されているが、観光資源としての価値の維持向上にはある程度の管理は必要と考える。ハイキングコースの下草刈り、危険木、枯損木などの伐採等協議していきたい。全部を行政で担うのは難しいので、市民ボランティアとの協働で佐白山整備に取り組めればベストである。

木竹の伐採は茨城県立自然公園条例施行規則第2章第8条の2で規制されるが、同条例第9条の2第14項に単木伐採法で最大10%とまでいう許可基準が記載されている。条文に従い、適切な措置を講じてほしい。



佐白山石倉

産業経済部長 個別の条文は検討していない

産業経済部長 個別の条文は検討していない

産業経済部長 個別の条文は検討していない

産業経済部長 個別の条文は検討していない

が、伐採は多数の規制が複層的にされているので、できること、できないことを関係機関と今後詰めていく。又、整備できる範囲を確認の上、関係機関とよく協議し、課題の整理、線引きを明確にする。

歴史的遺産として、①笠間城跡の調査研究について。②東日本大地震で崩落した石垣等の整備状況について伺う。

教育次長 ①笠間城跡は全国的にも貴重な城郭遺跡であるという笠間城保存整備基礎調査の結果を受け、本年8月に笠間城跡調査指導委員会を立ち上げた。石垣の修復も、この委員会の意見のもとに緊急処置をしていきたい。現地の測量や発掘調査は概ね10年ぐらいかかると考えている。

教育次長 ①笠間城跡は全国的にも貴重な城郭遺跡であるという笠間城保存整備基礎調査の結果を受け、本年8月に笠間城跡調査指導委員会を立ち上げた。石垣の修復も、この委員会の意見のもとに緊急処置をしていきたい。現地の測量や発掘調査は概ね10年ぐらいかかると考えている。

教育次長 ①笠間城跡は全国的にも貴重な城郭遺跡であるという笠間城保存整備基礎調査の結果を受け、本年8月に笠間城跡調査指導委員会を立ち上げた。石垣の修復も、この委員会の意見のもとに緊急処置をしていきたい。現地の測量や発掘調査は概ね10年ぐらいかかると考えている。

教育次長 ①笠間城跡は全国的にも貴重な城郭遺跡であるという笠間城保存整備基礎調査の結果を受け、本年8月に笠間城跡調査指導委員会を立ち上げた。石垣の修復も、この委員会の意見のもとに緊急処置をしていきたい。現地の測量や発掘調査は概ね10年ぐらいかかると考えている。

教育次長 ①笠間城跡は全国的にも貴重な城郭遺跡であるという笠間城保存整備基礎調査の結果を受け、本年8月に笠間城跡調査指導委員会を立ち上げた。石垣の修復も、この委員会の意見のもとに緊急処置をしていきたい。現地の測量や発掘調査は概ね10年ぐらいかかると考えている。

教育次長 ①笠間城跡は全国的にも貴重な城郭遺跡であるという笠間城保存整備基礎調査の結果を受け、本年8月に笠間城跡調査指導委員会を立ち上げた。石垣の修復も、この委員会の意見のもとに緊急処置をしていきたい。現地の測量や発掘調査は概ね10年ぐらいかかると考えている。

学校教育における薬物乱用防止教育について

笠間市の教育の現状は

①国の薬物乱用防止教育指針。②市立小中学校の薬物乱用防止教育の現状と今後について伺う。

教育次長

①国の薬物乱用対策推進会議が決定した戦略では、学校関係では専門的知識を有する講師を招聘して薬物乱用防止教室を中・高等学校では年1回開催し、

佐白山・富士山の未来像について市長の考えを伺う。

市長

②佐白山・富士山（つつじ公園）の整備の必要性は認識しており、ハイキングコースのあり方、再整備を県と協議していきたい。佐白山は、山頂には笠間城跡、山麓公園には下屋敷跡の風格と重みを兼ね備えた山であるが、花の咲くシーズン以外にも集客を高める方策を行政が考えていかななくてはならない。城跡は全国的にもまれて貴重な遺産なので、時間がかかっても県、国の文化財指定による社会的認知を高める取り組みをしていく。景観整備のための伐採は森林管理署との話し合いなどの調整を行っていく。

小学校においても開催努力をするようになってきている。②小学校14校中学校11校が実施し、実施率78%、中学校7校ではすべて実施または実施予定で100%。薬物の危険性の啓発はなるべく早い年齢の段階から実施すべきという意見に同感で、各学校に保護者も交えた研修会等を開催するよう助言していきたい。

# 笠間市の公共下水道、農業集落排水事業の今後の計画について

## 岩間地区における今後の計画について



町田 征久 議員

**問** ①岩間地区、上郷  
 全域、川北地区（新渡  
 戸・横関・古山・室野・  
 滝尻・堂山・茅生）の  
 7地区、押辺・五霊・  
 山根・北根の、今後の  
 計画を伺う。

**答** 上下水道部長

①岩間地区の現状は、公共下水道事業の計画面積は585ヘクタール、整備済み面積は259ヘクタールで、整備率は44%となっている。今後の計画は近年の人口減少及び空き家等の増加により、公共下水道事業の区域、農業集落排水事業の区域、合併浄化槽整備区域の三つの区域を見直す計画の検討を国が始めており、国の方針が示されれば、笠間市においても、公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、合併浄化槽整備

区域の大幅な見直しを進める。  
**問** ①整備がおくれている春日町地区の終了時期はいつごろになるのか。

**答** 上下水道部長

①工事の進み方は住民からアンケート調査をして、接続率の多い順番から始めようということと動いている。春日町の区長さんには歩いてもらいたい要望書をいただき、班の方が要望して工事を進めているところで、管路の距離が全部で2、

225メートルになる。25年度から3年間の予定で工事に入るところである。

**問** ①合併浄化槽には市から補助金を助成しているのか。

**答** 上下水道部長

①合併浄化槽には国、県、市が3分の1ずつ補助しているほか、森林湖沼環境税の上乗せを県が行い、補助している。5人槽の場合、約90万円のうち、70万円近くの補助が出る。

## 岩間地区弁天池下の排水路改善について 実施されていない理由について

**問** ①地元より日吉町東、吉岡地区弁天池下の排水路の改善要望が出され、一般質問で改善をお願いしたが、現在も実施され

ていない理由を伺う。

**答** 都市建設部長

①当該の水路整備は弁天池を起点に軍勢川までの水路内の土

砂撤去や水路底をコンクリートに改修するもので、昨年度までに約160メートルが完了し、本年度も引き続き100メートルの整備を予定し、完了に4年を見込んでいる。現在も実施されていない理由は、水路内を流れる水の

水替えが必要なため、例年水量が少ない渇水時期に実施している。今年度も12月中旬に工事を発注する。延長が長く時間がかかっているが、年次計画で実施している。



今年度施工中の排水整備工事

## 生活保護世帯数及び相談件数について

**問** ①笠間市の生活保護世帯数。②旧岩間地区、友部地区、笠間地区の今年度の相談件数を伺う。

**答** 福祉部長

①平成25年12月1日現在、生活保護受給世帯数は、友部地区215世帯269人、笠間地区177世帯219

人、岩間地区112世帯140人、合計504世帯618人。②相談件数は、12月1日現在友部地区70件、笠間地区65件、岩間地区25件で合計160件。そのうち54件が保護申請に至った。笠間市の生活保護率は8.1パーミルで、県内市で13位。



横倉きん 議員

## 高齢化社会の取り組みについて

### 地域における総合的な支援体制を

**問** ①介護保険制度創設の理念についての市長の考え。②「包括的支援事業」の支援の現状。③要支援1・2の方が介護保険の改定により介護保険から外され自治体に任せられる。現在の利用状況・サービスの継続維持はされるのか。新たに発生する要支援者に対する取り組みと要支援1・2の人を介護保険から外された場合、市の取り組みは。

**答 市長** ①介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みで、居宅サービスを利用することで全ての市民が安心して自分らしく生きられる社会を目指して制度が創設されたこと認識する。

**答 福祉部長** ②地域包括支援センターでは各種の相談を平成24年度は954件、今年度は9月末現在で1,608件の相談を受付した。③

要支援として認定されたのは、平成25年9月末現在で要支援1が233人、要支援2が352人の合計585人。そのうちサービスを利用しているのは384人。要支援者の認定者には状態にあったサービスを必要に応じて訪問看護などの対応をしている。③国の社会

## 都市宣言について

### 意識高揚のための垂れ幕等を

**問** ①非核平和都市宣言の理念についての市長の考え。②公共施設等への都市宣言の掲示塔等の設置。③8月に終戦記念月間として核廃絶の垂れ幕を本庁、支所に掲揚してはどうか。④広島、長崎での核兵器廃絶のための原水爆禁止世界大会に笠岡市の小・中生徒の代表を参加させてはどうか。

**答 市長** ①非核平和都市宣言は、世界唯一の被爆国として全世界へ向け核兵器廃絶を訴えるため必要だと考える。

福祉審議会で検討中だが、訪問介護、通所介護は地域支援事業の形式に見直す報道されている。新制度が示されたら、地域格差が生じない施策を第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中で検討する。

**答 市長公室長** ②③非核都市宣言は既に全国の90%近い自治体が行い、国民の思いとして広く周知され、新たな掲示塔、掲示版、核廃絶の垂れ幕設置の考えはない。

**答 教育次長** ④本市では学習指導要領に基づき、教育活動を通じて命の尊さ、戦争の悲惨さ、平和の大切さを考えさせる教育を実施している。学校行事として世界大会に小中生徒を参加させる考えはない。

## マル福制度について

### 安心して暮らせるまちづくりを

**問** ①中学生までの医療費無料化が4月から実施されたが、所得制限で4分の1が制度から除外されている。法の下の平等の原則から無料化の完全実施をす

べきではないか。②所得制限をなくしたら、いくらかかるのか。③中学生までの医療費無料を実施している県内の自治体はいくつか。その中で所得制限を撤廃

しているのは何自治体か、何つ。

**答 保健衛生部長** ①所得制限により制度から除外されている非該当者は全体の17%、6分の1。医療福祉制度は県の補助事業であり、所得制限は県の制度を準用し、基準額を設定している。限られた財源を効果的に活用し、制度の安定的維持、経済の公平性の観点か

## 災害に強いまちづくりについて

### 整備促進による地域活性化を

**問** ①東日本大震災の教訓から何を学び、行政にどう生かしていくのか。②耐震化工事の促進と地域活性化になる住宅リフォーム助成制度の創設。③住宅密集地への耐震防火水槽の整備について何つ。

策毎に助成制度を設け取り組んでいるので、新たに住宅リフォームの助成制度を創設する考えはない。

**答 総務部長** ①市は大規模災害を想定し、地域防災計画を見直し、災害予防、災害応急対策等を定めた。又、自助、自主防災組織による共助、6カ所の拠点避難所の整備などの公助の普及啓発を行っているほか、災害時避難行動要支援者避難支援プランなどを策定中である。

**答 都市建設部長** ②太陽光発電システム設置、居宅介護改修、重度障害者住宅リフォームへの助成等、各種施

③平成18年度から昨年度までに新設、更新合わせて37基の防火水槽の整備を行った。今年度からは耐震性貯水槽を5基整備する。住宅密集地での設置は工事上の制約、地権者の反対等同一場所への設置が困難な箇所が多いため、公共用地の活用を視野に整備する。



市野谷地区に設置された耐震性貯水槽

## エコフロンティアかさまの放射性物質の処理について

### 安心安全な処理施設を



鈴木貞夫 議員

**問** 福島原発事故以降、国は特措法をつくり、8,000ベクレル以下ならよしとしたが、エコフロンティアの受け入れ基準には放射性物質を含まないとある上、安全に処理できる施設として建設されていないこと、埋め立てられている実態を重く受けとめ、対策を講じるべきではないか。

**答** 市民生活部長

福島第一原発の事故後、新たに施行された放射性物質汚染対策特別措置法第21条、22条により、エコフロンティアでも8,000ベクレル以下であれば埋め立て可能との基準に基づき適正に処理している。安全対策として敷地境界で毎月線量測定を実施し、広報で

結果を公表している。福田地区の対策協議会等には主な報告をしている。

**問** エコフロンティアかさま建設説明会で配られた廃棄物処理施設設置許可申請書を破ったら、成り立たないのではないかと。

**答** 市民生活部長

エコフロンティアは技術監視基準のほか、特措法により廃棄物処理法でも受け入れが可能となり、8,000ベクレル・パークログラムというガイドラインに基づき受け入れている。市は、茨城大学の田村委員長が座長を

務め、年1回技術面のチェックをしている環境保全委員会の見解に委ねている。



エコフロンティアかさま

## 福島原発と東海第二原発の再稼働問題について

### 原発事故から三年 市長の見解は

**問** 福島原発の過酷な惨状を見て、東海第二原発の再稼働を考えられるか、市長の見解を伺う。

**答** 市長

再稼働するまでの手法やプロセスが明らかでない現段階では、私の見解は出せない。

### 原子力災害対策は

### 市民が安心できる計画になるのか。

### 県の指示待ちでなく市としての検討を

**問** ①県の原子力災害対策計画は示されたか。また、笠岡市は

5月の防災会議後どのように検討しているか。②避難ルート、

方法、避難場所、避難場所への食糧、貯蔵の計画、30km圏内に一時的にとどまらざるを得ない人への対策を伺う。

**答** 総務部長

①県の原子力災害対策は国の法律改正等により、さらなる修正が必要になっている。本市の5月の防災会議後は、県における広域避難計画に係る検討協議にUPZの区域を含む市として参加し議論を進めている。②広域避難計画における協議の中で個別課題として検討を行っている。

**問** ②どういった方法があるかを市の職員で検討する必要がある

のではないかと。

**答** 総務部長

市独自で避難計画を策定した場合、避難ルートの渋滞が悪化したり、避難先が同一地域で重なる恐れがあるため、県の広域避難計画の策定を待つて市町村が策定するようにしないと実効性のある計画にならない。食糧の保管先の決定も県の計画の中で検討中である。

**問** ①②資料はなるべく早く正確に議員に示してもらいたい。

**答** 総務部長

資料は公開できる状況のものは随時公開し、配付したい。



防災会議の様子



野口 圓 議員

## 地域福祉支援体制について 安心して暮らせる地域社会を

**問** 65歳以上の高齢者が人口に占める割合は、2015年は、28%、2025年には34%になる。超高齢社会が目前に迫っている。医療・介護を中心に新しい地域福祉像を示し、乗り切っていかなければならない。地域包括支援センターの数と人員について伺う。

**答** 福祉部長

直営の地域包括センターが高齢福祉課内に1カ所、10名体制で事務を実施している。社会福祉協議会、支所福祉課でも相談を受ける。

**問** センターを中心とした地域見守りネットワークの強化について伺う。

**答** 福祉部長

今年度から新たに関係機関と連携した地域包括ケアシステムネットワーク体制を構築し、市内を事業区域とする41事業所と

見守り協定を締結した。

**問** 2025年には24時間対応の在宅看護、在宅介護ができる地域包括ケアシステムの確立を目指していると思うが、センターの数を増やしもっと住民の中に入っていくべきと考えられているか。

**答** 福祉部長

国の位置づけは、相談支援が30分以内で対応できる規模であるが、笠間市では1カ所でも30分以内で対応できる体制を整えた。

**問** 小規模多機能居宅介護や小規模特養夜間対応型訪問介護などの地域密着サービスの取組み状況とその課題について伺う。

**答** 福祉部長

市内のサービス提供は、小規模多機能型居宅介護3事業所、認知症対応型通所介護2事業所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）8事業所。27年3月完成予定の特別

養護老人ホームは定期巡回随時対応型訪問介護・看護サービスの提供をお願いしている。24時間対応型は人口が多い都市部では広がりがあるが、地方は夜間スタッフの確保等が問

題で、実施している自治体は全国で1割程度。今後の課題は新たな介護予防事業の構築が必要

で、第6期の高齢者福祉計画等の中で十分検討する。

**問** 笠間市立病院の訪問医療は市全域に対応できるのか。

**答** 市立病院事務局長

訪問エリアは市全域で対応しており、医師数及び現診療体制では、80名程度対応可能。

**問** 元気な高齢者の戦力化がこれから地域福祉の鍵と考えるがどうか。

**答** 福祉部長

リーダー養成として、認知症サポーター講座、スクエアステップリーダー養成講座等を



スクエアステップリーダー養成講座

行っている。今後は地域の活力を最大限活用できる体制づくりを進めていく。

**問** 高齢者が安心して散歩でき、又楽しく運動ができる施設は、どの位あるのか、又新たに整備する予定はあるのか。

**答** 福祉部長

市民体育館、グラウンド等も整備されており、いこいの家はなさか、ゆかいふれあいセンター等では高齢者が運動などを行っている。今後整備される地域交流センターの中にも運動できるスペースの確保を検討中。

**問** 一人暮らしの高齢者が増えている。見守り等を民生委員に託しているが、民生委員、児童委員の業務が非常に多い。業務

の分割、軽減は考えているか。

**答** 福祉部長

本市は151人の民生委員を委嘱し、1人平均で199世帯を担当している。負担軽減策は、自主防災組織の協力、地域包括支援センターや協力事業者の見守り活動の協力を得ながら軽減を図りたい。



## 児童虐待について 早期発見による迅速な救助活動を

**問** 児童虐待は、毎年増加している。笠間市における児童虐待の報告件数は。

**答** 福祉部長

平成22年度で41件、23年度で36件、24年度は23件、25年度は11月までに28件報告されている。

**問** 早期発見がポイントになるが、市はどのように対応しているか。

**答** 福祉部長

虐待の対応には早期発見が重要で、虐待防止策として育児の孤立化・育児不安の解消が必要である。市では保健師による乳児家庭全戸訪問事業を実施している。虐待の疑いがあると気づいた人がすぐに児童相談所、警察、市担当課に通報できる体制があり、要保護児童対策地域協議会を開催し、迅速な援助活動を実施している。



飯田正憲 議員

## 廃食油の再生利用のメリットについて 環境負荷の少ないエネルギーの利活用を

### 市民生活部長

①実態把握のために本年7月に市内飲食事業所の一部にアンケート調査を実施した結果、回答した103の事業所のうち、廃食油を排出している60事業所の約半分、33事業所が回収に取り組んでいた。NPO法人等による有料での回収に協力すると回

### 問

①回収先と利用先の調整の現在までの進捗状況。②バイオ重油調査テストの進捗状況。③10〜12月までの茨城大学調査の進捗状況。④精製装置設計製作プラントの規模、概要及び計画の目途。⑤目標回収量15万5,200ℓの実現可能性。⑥精製後残る3万1,200ℓの処分方法と処分料。⑦公用車のバイオディーゼル燃料使用をやめ、バイオ重油にした理由。

答した事業所は41カ所ある。学校給食の廃食油は8割を回収している。今後は、取り組みを行っている一般家庭からの回収にはエコポイントを付与するなど、個別回収の実施を検討する。②4月から3月までの予定で、「いいこの家はなさか」のポイラー1基でバイオ重油の燃焼実験を行っている。この燃焼実験期間中に、市内の介護施設等のポイラー設置事業者、ハウス栽培農家などによる視察を予定している。③茨城大学の調査の中間報告では、従来の重油と比較して大きな課題、問題点はなく、3月までさらに調査を続け、バイオ重油の燃焼特性を見きわめていく。④国の補助を受け、精製能力1日2,000ℓのプラント製作を進めており来年4月から本格稼働を予定している。⑤廃食油の回収目標15万5,200ℓは、はなさかの使用量が年間12万4,000ℓなので、それをベースに算出した。また、学校給食からは1万5,000ℓ余あり、将来は周辺自治体の事業所、一般家庭も含めて回収する計画である。⑥製品化後の残り20%、3万1,200ℓの処分方法は、現在はそこまで排出していないので、畜産農家に無料で引き取ってもらっている。量が増えれば別途考える。

### 問

年間15万超の廃食油回収には大変なエネルギーがいる。市は事業が完遂するように補助金も含めてもっと協力すべきではないか。

### 市民生活部長

この事業はそれぞれの役割を分担してやることになっており、市は回収システムの構築、市民への回収の啓発、事業所の巻き込みという役割に取り組み、しっかりと運営支援を行う考えである。また、事業者がバイオ重油を販売することで、寄付金の創出を目指していきたい。



## 旧石岡採石場跡地埋め立てについて 笠間市の埋立地における対応は

### 問

①国道355号からの狭い進入路に対する指導内容。②搬入土の分析や水質分析。③会社が約束したもう1カ所の調整池設置時期。④1日100台の大型ダンプの出入りで懸念される道路の損傷に対する指導。⑤水分を多く含む搬入残土の流出防止対策。⑥平成20年9月29日に続く平成22年6月28日の2回目の埋め戻し承認について。

### 産業経済部長

①平成25年10月に市と事業者は道路使用協議書で協議し、安全運転の遂行、他者優先の通行、学童の通学時間帯は通学路の運行をできる限り自粛することを確認している。②搬入土約20万立米は千代田区大手町の市街地再開発事業の1カ所から搬入される計画で、発生場所の土の深さごとに土壌分析をしているほか、採石場跡地に運搬後、地元住民と県の立会いで採取したサンプリングを6カ月ごとに土壌と水質の検査を行っている。③5,000立米の調整池が平成26年3月中旬に完成予定と聞く。④道路使用協議書に基づき、運搬に起因する道路の損傷が認められる場合、道路法22条により修理は事業者の負担に

### 問

②土壌分析は何品目を実施しているのか、また検査結果は公表するのか。

### 産業経済部長

土壌は26区分を、水質は42区分を分析している。検査結果は公表する方向で努める。



砕石場跡地に向かう大型ダンプトラック

## 笠間市総合計画3カ年実施計画について（H26～H28年度）

### 後期基本計画重点施策における代表的な事業について



大関久義 議員

**問** 後期基本計画重点施策の「健康都市づくり」「防災力向上」「地域の活性化」の三つの重点施策について関連する代表的な事業を伺う。

**答** **市長公室長**  
「健康都市づくり」は、健全な食生活の実践、生活習慣病予防、介護予防を目指す事業、地域交流センター整備事業、市立病院整備事業が主な事業。「防災力向上」は自主防災組織育成事業、幹線道路整備事業、市街地浸水対策事業、小中学校施設環境改善事業。「地域の活性化」は、駅周辺活性化プラン推進事業、笠間稲荷周辺まちづくり事業を進める。

**問** 地域の活性化推進事業について、以下伺う。①旧井筒屋の施設運営事業者決定後の状況、事業者との契約、事業者が今年度中に事業を開始しない場合、総務省からの5千万円の補助金の行方、年度内に事業が確定する見込みについて。②地域おこし協力隊の応募資格、専門分野は不問か。③恋人の聖地関連整備事業に関して、北山公園と愛宕山周辺の整備についての全体計画。

**答** **都市建設部長**  
①優先的に事業交渉を行う事業者として事業提案を採用する通知を行っている。募集要項には事業者の決定後2年以内に事業を開始する要件が含まれているので、仮に今年度内に事業開始が確定できない場合、市は5千万円の補助金の返還手続きをしなければならぬが、1月中に設計、基本計画ができる予定になっている。

**問** ①旧井筒屋周辺の散策路3,720平米の整備計画は今後のようにしていくのか。

**答** **都市建設部長**  
①佐白公園、大石邸跡、井筒屋を結び整備することで災害時の拠点整備を図る散策路整備を計画している。

**問** ①次年度の笠間稲荷周辺まちづくり推進事業で計上されている2億3千4百万円の予算の中身を伺う。また、笠間市単独の事業と（株）ステノの事業は

同時並行してやるのか。平成28年度でほぼ終了する予算組みだが、計画どおり完了すると考えるか。

**答** **都市建設部長**  
①予算は散策路の整備事業や井筒屋の耐震補強工事などを見込んだ事業費になっている。市は耐震補強調査や不要建築物の一部解体を今年度発注し、同時並行できるように事業を進めていきたい。稲荷門前通りの歩道は26年度、稲荷門前通りは27年度、井筒屋周辺は28年度に完了したい。

**問** **市長**  
①井筒屋周辺整備事業は当初計画より遅れているので、（株）ステノにタイムリミットを決めて計画の早期提出を求めている。門前通りの整備は最大限の投資効果を得るために、景観整備も合わせて行っていく。荒町地区については、住民とよく話をして進めていく。

**答** **都市建設部長**  
②地域おこし協力隊は国の特別交付金措置がとられており、隊員1人当たり4百万円、その他の経費で2百万円が上限になっている。分野の制限はされていない。

**問** ③恋人の聖地関連整備事業の内容と計画を伺う。

**答** **産業経済部長**



散策路整備が進む北山公園新地

笠間市全体が県内初の恋人の聖地の認定を受け、芸術の森公園をメイン会場、北山公園、愛宕山周辺をサブ会場として整備する。

**問** **健康都市づくり推進について**  
①市立病院整備事業の内容、規模、目的などについて伺う。

**答** **市立病院事務局長**  
筑波大教授、県立中央病院院長など8名からなる市立病院建設協議会を開催し、市立病院の役割や規模等を協議した。来年

1月に市長宛ての答申を受け、本年度中の基本計画作成、26年度の基本設計、27年度の実施設計、28～29年の工事を実施し、30年完成を計画している。病院建設面積は約2,400平米で考えている。

**問** ①筑波大学病院関連事業指導医派遣研修生受け入れ費2,038万円の内容及び、笠間市内の県立中央病院、近隣市町村の病院とどう区別化していくのかについて伺う。

**答** **市立病院事務局長**  
①平成25年度までは県の予算で筑波大学から年間約40人の医学部の学生を市立病院で引き受けているが、平成26年度からは、市の単独予算で事業を継続する予定で2千万円が2名の指導医の件費、38万円が学生の宿泊代。27、28年度も同額を計上している。また、区別化については、市立病院は外来や入院、在宅診療を中心に、高齢者医療、健康診断等の政策医療を担う。

**問** **市長**  
①市立病院の建設協議会の主な意見としては、県立中央病院との連携、住み分けを明確にし、在宅医療と政策医療の充実、行政機能との連携を図るなどの意見をいただいている。従来の在宅医療のほか、訪問系の事業にも重点を置いていきたい。



鈴木裕士 議員

## 市内の道路わきに設置してある案内標識について 市民や訪れる人にわかりやすい道案内を

区11基、福祉及び行政施設等が、笠岡地区72基、友部地区11基、岩間地区5基。②道路案内や警戒標識は道路管理者が設置し、おおむね支柱等に設置者名が明

**問** 案内標識の現状について何つ。①笠岡市が単独で設置した標識の数と旧市町別の数。②設置主体(国、県、市)を一目で見分ける方法は何か。

**答** 都市建設部長

①笠岡市単独で設置した案内標識は、観光施設39基、公共施設に関するもの208基。旧市町村別では、観光施設に関するものが、笠岡地区25基、友部地区7基、岩間地区7基、教育施設に関するものが、笠岡地区30基、友部地区10基、岩間地区11基、防災に関するものが、笠岡地区34基、友部地区24基、岩間地区11基、福祉及び行政施設等が、笠岡地区72基、友部地区11基、岩間地区5基。②道路案内や警戒標識は道路管理者が設置し、おおむね支柱等に設置者名が明

記されている。

**問** 案内標識の増設について、①訪れてよいまちを標榜しているからには案内標識をもっと増設すべきではないか。②宿大沢線に設置されていない場所があるが、今後の方針を伺う。

**答** 都市建設部長

①笠岡地区についてはおおむね必要な観光案内標識の設置は完了していると感じる。笠岡地区以外の増設は今後観光案内版の現状調査を行い、検討していきたい。②国道50号線は水戸、下館方面から笠岡地区の旧市街地へ進入する交差点に市で観光案内の標識を設置している。国道355号は県が管理している。国

**問**

①案内標識の設置の基準は何か。②市内の主要な私有物件は所有者の意向を伺い、費用を負担してもらい案内標識を立てるべきではないか。

**答** 都市建設部長

①明確な基準はうたっていない。②企業または関係機関とも協議して検討する。

**問**

簡易な案内標識の設置について、旧友部町と岩間町には貫通する直線道路がほとんどなく、道案内にも困る。執行部の考えを伺う。

**答** 都市建設部長

案内標識は道路の法面等を利用

して設置している。安全面や機能面、設置基準等を検討しなければならず、難しい。

## J R 友部駅について 駅構内外の魅力的な景観づくりを

**問** 案内板の設置について何う。①簡易な看板のような案内図板を広い駐車場のコンクリート等とタイアップして設置すべきではないか。②市内の地名がわからないところが多い。大字名、地区名を表記した支柱を立ててはどうか。また、色あせて見づらくなっている既設の地名表示を塗りかえる考えはあるか。③ポルトピアからの財源の半分は岩間地区の地域振興に使ってもよいのではないか。

**答** 都市建設部長

①マイカーでの来訪者向けにコンビニ、ガソリンスタンドに笠岡観光案内や地図等の資料を置いていく。②設置の必要性等を今後協議していく。既存のものには経年劣化の状況を見ながら適切な維持管理に努めていく。③ポルトピアの環境整備協力費は当初から一般財源として活用してきた。今後、岩間地区への設置には費用対効果等を検証しながら、市にとって有益な方法を模索する。

**問** J R 友部駅の駅構内外を隔てる塀のブラインド(目隠し)状態について何う。①塀はJ R が独自に立案・設置したものが、設置費用は行政も負担したのか、ブラインドにした理由。②外部から執行部入りした方々はこの状態をどう感じたか。③駅前はその顔であり、街づくりの歴史が刻まれている。景観の確保に岩間駅と同様の目の大きい網に取りかえる交渉をJ R とすべきと提案するがどうか。又、網目フェンスが無理なら、笠岡ゆかりの絵を描くのの意味があるのではないか。

**答** 都市建設部長

①市がJ R 敷地の貨物ヤード用地を取得したことからフェンス設置が必要になり、市が負担し、J R 東日本が整備した。ブラインドタイプにしたのは不正乗車防止対策のため。③目隠しフェンスはJ R 東日本と平成20年10月9日付で締結した協定書に基づき、施工され、設置後はJ R 管理の施設となった。J R に確認したところ、市で再度費用を負担してもネットフェンスへの変更はできないと聞く。又、今後、駅周辺全体の整備が進んだ段階で絵を描く提案を検討す

**問**

**答** 副市長

②友部駅前は昭和49年に指定を受けた福祉のまちづくりモデル方針が脈々と受け継がれた福祉の先進地にふさわしい玄関口と感じた。駅舎と駅前が一体感のある空間になることは魅力度アップに重要だが、J R や利用者、駅前住民の意向を考慮することも必要。

**答** 産業経済部長

②友部駅ホームに降り立ったときの第一印象は、北側のセメント工場の風景が強く残っている。旅情には欠けるが、セキュリティ上の必要があればやむを得ない。



J R 友部駅構内外を隔てるブラインド



石松俊雄 議員

## し尿・浄化槽清掃業務の現状と今後について

### 「し尿・浄化槽清掃業務」の適正な体制確保は市の責任

**問** 許可申請の根拠ですが、廃棄物処理法と浄化槽法をあわせて「笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づいて処理している。

**答** 「口時が守られ、形式が整っている申請書類が出されたら、どんな理由があっても行政は受け取らなければならぬし、その時点から審査を開始しなければならぬ」という義務が生じる」と「行政手続法」第7条に規定されている。この法律に基づいて受け取らざるを得なかったのではないかと。

**問** 「許可されないのがわかっているにもかかわらず、不許可処分をした」と答弁された。また「不許可処分を申請者が納得しなかつたからではないのか」と質問のなかで西山議員が指摘されているが、まさにそこが問題である。だから今回の訴訟につながったのではないかと。改めて申請者に対してどう説明をしたのか中身について聞きたい。

**答** 市民生活部長 「法的根拠は「行政手続法」第7条です。」

**問** 「許可されないのがわかっているにもかかわらず、不許可処分をした」と答弁された。また「不許可処分を申請者が納得しなかつたからではないのか」と質問のなかで西山議員が指摘されているが、まさにそこが問題である。だから今回の訴訟につながったのではないかと。改めて申請者に対してどう説明をしたのか中身について聞きたい。

**答** 市民生活部長 「笠間地区は1社でやっているのだから、認められないという話をした。」

**問** なぜ笠間地区は1社として

**答** 市民生活部長

**答** 市民生活部長

市では年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を作っており、その25年度版では1社を指定しているのだから、それに基づいて不許可処分とさせていたのだ。22年度の末くらいまでは2社にお願いしていたが、1社が廃棄して以降1社で行っている。

**問** 今回のように新規参入したいのに不許可にされたことに対する不服が出されたり、一方で現在し尿・浄化槽のくみ取り運搬をやっていたら、業者から「新規参入させないでほしい」という要望が上がったりしている。また「旧笠間地区は1社に限定されているから、競争原理が働かず料金が高くなっているのではないかと」という声もある。市はこういう状況になった理由をどう考えているか。

**答** 市長 「こつこつ状況となった背景には、公共下水道の整備、また笠間地区の人口減少が著しいということがありと考えている。」

**問** こつこつ状況にならないようにするために、昭和50年に国では「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」といふ）が作られた。その合特法に基づいた対応をすべきかと思うが、市の認識についてつか

がう。

**答** 市民生活部長

合特法は、「下水道整備等による著しい変化を生じることとなる一般廃棄物処理業等について受ける著しい影響を緩和し、経営の近代化及び経営の適正化を図るための計画を策定し、業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資すること」を目的とした法律と認識しており、現在の笠間市の公共下水道の整備あるいは農業集落排水の普及状況と人口の推移を踏まえた場合、合特法に基づいた対応の必要性は感じていない。

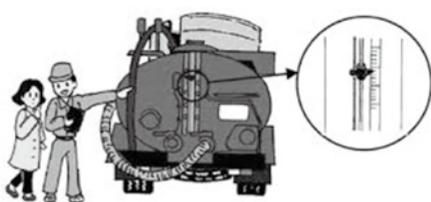
**問** 公共下水道接続率が高まっていく、あるいは農業集落排水事業が整備されていくと合併処理浄化槽の数が少なくなっていくので、し尿・浄化槽のくみ取り運搬業務の仕事が減るのは誰が見てもわかること。しかも笠間市の人口増加エリアは、公共下水道が整備されているところと重なっていることを考えると、今後ますますし尿・浄化槽のくみ取り運搬業務は、減っていくかざるを得ない。こつこつ現状の把握や、現在くみ取り運搬業務をやっていたら、事業者との話し合いについては問題意識を持っているのか。

**答** 市民生活部長 「事業者と経営等の話し合いは

行っていない。下水道と農業集落排水の整備の実際の推移は、あと3年くらいでも7%の伸び、15年先としても15%の伸び、現在が51%なので、当面著しい変化が起きるような予測はしていない。

**問** そういふ予測に基づいて、し尿・浄化槽のくみ取り運搬業務の仕事量がどう変化していくのかということについて、担当部署ではきちんと把握されているのか。その把握に基づいて業者に説明したり、話し合いをしたりしているのかということをお願いしている。

**答** 市長 「し尿処理業者とは、その経営状況等について、笠間市の生活排水プランの推移等を含めた中で話し合いは、現在は行っていない。今後は話し合いということ、現状の意見については聞かせていた





石田安夫 議員

## 太陽光発電について 新エネルギーの有効利用を

**問** ①本年度の整備状況。②国は2014年税制改正で、太陽光発電設備の孫や子への贈与を非課税とする検討をしているが、本市は来年も太陽光発電設備の補助事業を継続するのかを伺う。

**答** 市民生活部長

①12月17日現在で24件を受け付け、あと50件ほど追加が可能。②東日本大震災以降、太陽光発電の需要が大幅に伸びたこと、再生エネルギー固定買取制度が始まったことを受けて事業期間を3年間延長し、25年度から27年度まで実施する。

**問** 太陽光発電設備の補助制度の来年の規模、何年度まで継続するのか。

**答** 市民生活部長

来年度も250基程度の予算を要求している。事業は27年度までの実施は決定しているが、その後状況によって見直す。

## 佐白山及び芸術の森公園周辺事業について

### 観光拠点の回遊性のあるまちづくりを

**問** ①佐白山及び芸術の森公園周辺の道路と歩道の整備状況について。②ホテル井筒屋の本年度までの経過の概要を伺う。

**答** 都市建設部長

①現在、ギャラリロードの歩道820mの整備を実施中で、27年度完成を目指している。笠岡小原線の拡幅工事は芸術の森公園東ゲート付近から笠岡中学校東側までの延長1,560m、幅員10mの片側歩道で計画し、既に360mが完成10mし、残り区間の早期の完成を目指している。観光客の回遊性を高めるため、稲荷神社や佐白山公園、芸術の森公園と結ぶ笠岡小原線の第2期事業も計画している。②旧井筒屋施設は宿泊等の交流拠点として市が取得したが、運営

には効率的な民間のノウハウを期待して公募によって(株)ステノに決定し、事業についての協議を進めてきた。温泉の掘削調査の結果等を踏まえ、事業者側から資金計画や事業内容などの精査を現在行っている。

**問** 笠岡はあらゆるものがそろっているが、回遊性が低いために観光客はせいぜい2カ所を見て帰ってしまう。滞在時間を増やすためにも観光拠点を結ぶ整備を急いでほしい。

**答** 都市建設部長

観光拠点としての回遊性が低いことは課題として認識している。そのため歩道ネットワークの必要性から、笠岡小原線の事業が完了次第、桂町工区の歩道整備に着手したい。

## 防災について

### 防災拠点の計画的整備を

**問** 防災拠点の整備について、以下伺う。①防災拠点の本年までの整備状況。②防災施設における太陽光発電設備と蓄電池設備の本年度までの整備状況。

**答** 総務部長

①6カ所の拠点避難所には非常用井戸の整備、防災倉庫の設

置や非常用発電機などの防災機器を整備した。今年度は拠点避難所の体育館に敷く避難者用マットを準備、備蓄食糧等についても引き続き計画的に整備している。笠岡芸術の森公園には県がソーラー式照明と耐震性の貯水槽を整備中。原子力防災の

整備は岩間支所内のモニターングポストへの非常電源設備の整備、放射線測定機器等の配置が予定されている。②友部中及び岩間中において10kwhの太陽光発電設備及び15kwhの蓄電池設備の整備を実施し、年度内に完了する予定。今年度内には笠岡小にも設置を発注する予定。残り3カ所は有利な補助制度を探し順次整備したい。

**問** ②太陽光、蓄電池の整備が遅れていると感じる。4カ所目以降の計画を伺う。

**答** 総務部長

国の地方債制度として「防災・減災事業債」という起債があるため、今後はそういった起債等の事業の継続を見極めながら、有利な財源を見て整備していく。

**問** ②グリーンニューデール基金では4カ所設置と記憶している。未整備の避難所の具体的な計画を伺う。

**答** 総務部長

笠岡市にはグリーンニューデール基金から8千7百万円の配分があり、4カ所を計画していたが、1カ所当たりの額が予想より高額だったため、3カ所になった。今後の計画は財源の絡みもあり、現時点での確約は難しい。

**問** 自主防災組織の整備補助金

とこれまでの整備状況を伺う。  
**答** 総務部長  
平成23、24年度に限り、自主防災組織の早期結成を促進するため資機材整備に組織の負担がなくても20万円を上限に助成を拡大した。25年度11月末現在、109組織が結成され、世帯数での組織率は42・88%。26年度より従来の補助制度に戻す。

**問** 県内の組織率と笠岡市の目標組織率とのくらいか。

**答** 総務部長

県内の組織率は9月末現在で65・99%。ただし、日立市のように学校単位で防災組織をつくっているところは組織率が非常に高くなるが、笠岡市は行政区の単位なので、単純比較はできない。目標結成率は3年後に60%。



友部中学校に設置された太陽光発電設備

## 平成 25 年度「全国学力、学習状況調査」の結果について

### 結果を分析し学力の向上を



鹿志村清一 議員

**問** ①平成25年度全国学力・学習状況調査の結果の評価と今後の取り組み。②「中学校教諭と小学校教諭の兼務発令による連携」への評価。③地域の国際化を視野に英語教育の充実に取り組んでどうか。④義務教育のあり方から、小中一貫校の研究の余地があると考え、笠間市の教育の現状と課題について伺う。

**答** **教育長**  
 ①笠間市の学力調査の結果は、国語・算数の総合正答率で比較すると、小学6年生、中学3年生では、県、国との比較ですべて下回ったが、問題数では小中学校とも1問程度の差だった。学習状況調査結果での良い点は、県、国と比較し、自分の長所を自覚する

小学生、将来の夢や目標を持っている中学生が多いこと等がある。課題は、小中学校とも2時間以上学習する児童生徒の数が県、国より5%少ない。市では調査結果を分析し、笠間市の現状と課題を整理し、授業改善プランを作成、実施している。また、複数教師によるティームティーチング（ＴＴ）の充実、先生方の指導力強化のために研修等の充実を図っている。②兼務発令による連携は東中学校と東小学校間、南中学校と南小学校間で音楽科、美術科の教諭が教えている。成果として、「中学校での授業が楽しみ」、「中

### 笠間市防災計画について

#### 災害時における愛玩動物及び特定動物等の保護管理を

進学後も安心して授業が受けられたなどの感想が寄せられた。③平成23年度から市はネイティブのAET10名を直接雇用し、学級担任とAETのＴＴで小学校5・6年生を対象に年間35時間外国語活動を実施している。中学校では英字新聞の発行、イギリスンユサマースクールを実施し、国際理解教育に役立てている。④小中一貫教育は学区や施設の問題、制度上の課題等が議論され、他自治体でモデル事業が行われているので、それらの成果や課題を研究しながら慎重に検討する。

**問** ①茨城県防災計画の「災害時愛玩動物保護ガイドライン」及び「災害時における愛玩動物保護マニュアル」に準拠し、連携を図る意味でも市防災計画で対処すべきではないか。また、県のマニュアルに沿った施策展開が必要ではないか。②笠間市防災計画にも動物保護に関する項目を設け、笠間市災害対策本部内に動物保護対策本部の設置を図るべきではないか。③平常時の愛玩動物・特定動物の救護支援啓発活動やマニュアルの作成及び救護活動等の訓練に関する計画の作成等をどう考えるか、伺う。

**答** **総務部長**  
 ①県のガイドラインとマニュアルには災害時における愛玩動物の救護についての個別具体的な規定が示されているので、改めて市の防災計画に詳細を規定することは考えていない。県のマニュアルは茨城県全域を対象区域としており、各避難所から飼い主等の要望があれば県の動物保護本部から指示が出るマニュアルフローがきている。②災害時には動物救護対策対応への需要等を鑑み、また災害時には可能な限り指揮命令系統を複雑にすべきではないという考えから、動物救

護対策本部の設置は予定していない。③県のガイドラインの市町村の役割には「災害時における愛玩動物救護対策の周知及び適正飼養等の啓発を行う」と明文化されており、その内容に沿って実施するので、救護活動等の訓練に関する計画の作成は考えていない。

### 児童館・児童クラブの図書室の利用について 学校との連携による有効利用を

**問** ①平成27年4月より小学6年までの受入れとなる。自習時間の過ごし方への配慮が必要と考えるが、臨時巡回自習指導員の配置を含む対策を考えてはどうか。②児童クラブ、児童館、学校図書室の利用連携を深めてはどうか。③学校の適正配置の際に集落センターや地区公民館などに児童クラブを設置してはどうか。

**答** **福祉部長**  
 ①放課後児童クラブの趣旨は家庭と同様の生活をさせることで、子どもが宿題等の学習活動を自主的に行える環境を整えることであり、臨時の巡回自習指導員の配置は考えていない。②市立図書館や学校図書室を利用し借りた本を児童クラブ内で読む児童が多くいる。③放課後、児童たちは速やかにクラブの生活に入る必要があるが、運営を円滑に進めるためにも学校敷地



内での運営が最良であると考え、集落センターや地区公民館での運営は考えていない。

**問** ①30分の自習時間を考慮し、遊びと学習に利用してはどうか。②指導員が付き添い、30分くらい図書室で一緒に過ごすことを考えてはどうか。③大規模な児童クラブにおけるけがの状況、経験豊富な指導員の雇用について伺う。

**答** **福祉部長**  
 ①放課後児童クラブは親が就労して自宅にいない場合、児童に適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を図るためにあり、巡回指導員については考えていない。②学校との連携で図書室の利用も現実に行っている。③けがは平成23年に15件、24年度は18件、25年度は14件の報告があった。経験豊富な人材の登用はプロポーザル方式の中で各事業者に進めてもらう。

## 総務委員会 視察報告

期 日 平成25年10月8日～10日  
 研修内容 ・震災復興計画について(宮城県亶理郡山元町)  
 ・地域防災計画の見直し方針(宮城県多賀城市)  
 ・「平泉の文化遺産」現地視察  
 (岩手県西磐井郡平泉町)



防災教育の拠点として保存される中浜小学校

福島県境に位置する山元町は、美しい砂浜のどかな田園の広がる町です。今はJR常磐線の二つの駅(山下駅、坂元駅)の面影もなく東日本大震災大津波の被害の大きさを痛感しました。「震災を風化させず語り継ぎたい」との理由から防災教育の拠点として保存されている中浜小学校へ案内して頂きました。大津波から児童や住民の命を守った校舎です。大津波は、海岸から約300mの校舎2階部分まで達し、先生方の判断で2階建屋上にある物置となっていた屋根裏部屋(約30畳)へ児童約90人を避難させ一夜を過ごしたそうです。屋上へ上がると、綺麗であったろう海岸は見えませんでした。高さ約7mの白いコンクリートの壁(防潮堤)延々と見えるだけでした。今後、常磐線を復旧させ、(路線移設)二つの駅の周辺に新しい市街地をつくることは、大変な労力と時間の掛かる計画であると感じました。

多賀城市は仙台市の隣の市で、仙台港の内陸に位置しており、津波により家屋の浸水、上下水道などに大きな被害を受けました。

どちらの被災地にも、数百年前の津波の恐ろしさを伝える言葉、石に刻まれた文字地層等が残っており、防災教育の一環として後世まで災害の恐ろしさを伝える大切さを感じた研修でした。

研修議員 委員長：海老澤 勝 副委員長：飯田 正憲 委員：野口 圓  
 委員：藤枝 浩 委員：町田 征久 委員：柴沼 広

## 土木建設委員会 視察報告

期 日 平成25年10月1日～3日  
 研修内容 ・小樽市「小樽のファンが支えるふるさとまちづくり」について  
 ・江別市「連続立体交差事業」について



小樽市役所庁舎前にて

小樽のファンが支えるふるさとまちづくり事業とは、今も残されているかつての歴史的建造物や産業遺産などの歴史的な財産を後世に引き継ぐため、具体的な事業を示し、賛同していただける全国の「小樽ファン」の方々から基金への寄付を募り、まちづくりを進める事業であります。具体的な事業としては、旧国鉄手宮線の保存・活用事業、市立小樽文学館・小樽美術館の整備事業、総合博物館にある展示鉄道車両の保全事業、小樽市公会堂の能楽堂の保全・整備事業などがあり、寄付はこれらの中から指定することができるようになっています。

江別市の連続立体交差事業とは、鉄道を橋梁化して交通渋滞や事故の原因となっている踏切を除去し、鉄道を挟んだ両側の市街地を結ぶ複数の道路を一挙に整備する事業であり、交通安全上の効果だけでなく、まちづくりにおいても大きな効果が期待できるものであります。道路と鉄道を分離するため、道路交通、鉄道輸送の安全性が向上するとともに、交通渋滞の解消、これまで分断されていた南北市街地の活性化につながるなどの効果が望めるとのことです。また、土地区画整理事業や街路事業と連動して事業を行っているので、相乗効果により都市機能が充実し、利便性の高い賑わいのあるまちづくりが期待できるものです。

研修議員 委員長：西山 猛 副委員長：中澤 猛 委員：鹿志村 清一  
 委員：大関 久義 委員：石崎 勝三

# 議会改革活性化特別委員会報告

\*\*\* 傍聴者からのご意見を頂きました \*\*\*

## <一問一答方式導入についての感想>

### 良かった点

- 具体的な質問をすることで、的を射た回答がなされた。
- 質問を集中的に深めることができている。
- 答弁が丁寧で聞き取りやすかった。
- 論点をはっきり判るので議会の活性化につながる。

### 改善点

- 質問と答弁がかみ合っていないようだった。
- 質問者の声が聞き取りにくい。
- 質問の本来の主旨が見えなくなってしまう部分があった。
- 一問一答形式（方式）のみにした方が判りやすい。
- 新方式導入について、傍聴者にわかるよう事前に説明して欲しかった。
- 質問と答弁で1時間なのか、よくわからなかった。

## <その他の感想>

- 何が問題点か、解決策をどう考えているか、知ることができる。
- 議会改革の目標に向かって切磋琢磨を期待しています。
- 質問議員、内容、月日が事前に明確になれば市民の関心、マスコミの参加も増えると思う。
- 生の声の質疑応答と後日発行される「市議会だより」を見合わせると理解が深まる。
- 議会からの提案を出して欲しい。
- 議員主催の報告会を行ってはどうか。
- 各委員会での傍聴をできるようにしてはどうか。

○12月の定例会で、一般質問における一問一答方式を試行実施いたしました。傍聴されました皆様からご意見を頂きましたので、要約して掲載させて頂きました。

=ありがとうございました= (50音順)

池田 敏実さん(上郷) 大関 利男さん(金井) 澤田 實さん(下郷) 鈴木 育江さん(福原)  
中村 彦藏さん(北根東) 山田 保治さん(旭平) 吉岡 輝夫さん(笠間)

## \*\*\* 議会改革活性化特別委員会の活動状況 \*\*\*

- 平成25年3月18日 : 議会改革活性化特別委員会の設置(平成25年第1回定例会にて議決)
- 第1回(H.25/3/18) : 委員長・副委員長の互選
- 第2回(4/19) : 検討項目の整理、先進市の視察及び講演会の開催について(協議)
- 第3回(5/21) : 県内及び県外近隣市の議会運営に関する調査結果について(報告)
- 6月17日 : 議会改革に関する講演会の開催  
講師 野村 稔氏(元全国都道府県議会議長会 議事調査部長)
- 第4回(7/19) : 一般質問における一問一答について(協議)
- 第5回(8/1)、第6回(8/21午前) : 一般質問における一問一答方式導入実施要綱(案)について(協議)
- 第7回(8/21午後) : 議会改革活性化特別委員会の中間報告について(協議)
- 8月22~23日 : 先進市議会視察(町田市議会、多摩市議会、流山市議会)
- 第8回(9/17) : 議会改革活性化特別委員会中間報告(議決)
- 9月20日 : 第3回定例会で中間報告
- 第9回(10/17) : 一般質問の運用基準について(協議)  
インターネット配信について(協議)\*実施予定
- 第10回(11/18) : 今後の協議内容について(協議)\*9項目中の4項目について
- 第11回(12/19) : 議員定数について(協議開始)  
常任委員会のあり方について
- 平成25年第4回定例会(12月)より一般質問における一問一答方式の導入について試行実施
- 第12回(H.26.1.14) : 一問一答方式の導入に伴う運用基準の見直しについて(協議、決定)
- 第13回(H.26.1.21) : 議員定数について(協議)

○以上が、委員会の活動状況です。

平成26年第1回笠間市議会定例会会期日程(案)

	月日	曜日	時刻	会議	議事
①	2月25日	火	午前10時	本会議	開会 会期の決定 請願・陳情(付託) 議案上程・提案理由の説明 補正予算質疑・付託
②	26日	水		休会	議案調査
③	27日	木	午前10時		常任委員会(補正予算審査)
			午後2時	本会議	議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決(補正予算)
④	28日	金		休会	常任委員会(総務・土木建設)
⑤	3月1日	土		休会	
⑥	2日	日		休会	
⑦	3日	月		休会	常任委員会(文教厚生・産業経済)
⑧	4日	火		休会	議事整理
⑨	5日	水		休会	予算特別委員会(第1日)
⑩	6日	木		休会	予算特別委員会(第2日)
⑪	7日	金		休会	予算特別委員会(第3日)
⑫	8日	土		休会	
⑬	9日	日		休会	
⑭	10日	月	午前10時	本会議	一般質問
⑮	11日	火	午前10時	本会議	一般質問
⑯	12日	水		休会	議事整理
⑰	13日	木	午前10時	本会議	一般質問
⑱	14日	金	午前10時	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決(議案の一部) 閉会

※日程は変更になる場合もあります。

議会を傍聴してみませんか

市議会とはなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいかたがでししょうか。

議会傍聴の手続き

本会議開催当日に、市役所3階の受付で傍聴券の交付を受け、傍聴席にお入りください。

第1回定例会

今回の定例会は、左記の日程で2月25日から開催する予定です。

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

請願・陳情書の作成・提出方法

①請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、左記の書式例を参考に、件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名、電話番号を記入し、笠間市議会議長あてに提出してください。

②請願書には、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。

請願・陳情の取扱い

持参いただいた請願・陳情については、本会議に提出し審議を行い、採択・不採択の結論を出します。ただし、郵送された陳情については、議員配布のみとし、議員活動の参考にします。

請願(陳情)書式例

年月日  
笠間市議会議長様

請願(陳情)者  
住所 ○○○○  
氏名 ○○○○  
電話番号 ○○○○  
紹介議員 ○○○○

○○○に関する請願書(陳情書)

請願(陳情)の趣旨  
請願(陳情)事項

議会日誌

11月18日	全員協議会
12月26日	議会改革活性化特別委員会 議会運営委員会
12月3日	第4回定例会
3月3日	産業経済委員会
3月5日	議会運営委員会
3月10日	総務委員会
3月11日	土木建設委員会
3月15日	文教厚生委員会
3月16日	産業経済委員会
3月19日	議会運営委員会
3月21日	議会改革活性化特別委員会
3月27日	議会改革活性化特別委員会
3月30日	議会運営委員会
3月31日	議会運営委員会

【お詫言と訂正について】

第31号P.17(大関久義議員)に誤りがありましたので、訂正しお詫言いたします。  
【誤】「操法競技大会の目的と意義について」  
【正】「操法競技大会の目的と意義について」

# 今なら、間に合う「かさま」づくり

少子・高齢化社会に対応できる強いまちづくりが  
求められている現実・・・(西山 猛)



次代を担うかさまの宝



31年の歴史を閉じる小学校



過去最も少ない成人者



安心・安全で安定した社会づくり

## 編集後記

地方行政の特色とは、人が母親の胎内に宿ったときから、全過程、全生涯で直接的に深い繋がりを持つところにある。

一方、国の行政は、地方行政の外側に位置し、その大半が間接的に私たちと関わると言える。

つまり、地方行政の重要性を再確認した時、市議会の立場とは、行政サービスの充実化を求め、予算等の執行を監視する最大のチェック機関として、その重要性を見直すべき時期ではないのだろうか。不便を便利に、不満を満足に、不安を安心にする、不を取り除くまちづくりを全市民が求めていることに対して、市議会が危機感迫る中、目的意識を持って更なる自治体構成に向け強い「かさま」を目指し、身を粉にするべきと思わずにはいられない。

(西山 猛)

議会だより編集委員会

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 鹿志村清一 |
| 副委員長 | 畑岡 洋二 |
| 委員   | 橋本 良一 |
| 委員   | 鈴木 貞夫 |
| 委員   | 西山 猛  |
| 委員   | 町田 征久 |